資料２－１

個別品目の関税率の見直し

令和８年１１月６日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

最近の個別品目の関税率の見直し状況

基本税率について

- 関税定率法上の基本税率は、中長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準等を勘案して設定されている税率
- 中長期的な観点での物資所管省庁の要望を踏まえた見直しや、関税分類の国際会議の決定を踏まえた分類の変更後も、関税率を維持するため必要な税細分を新設するなど、必要な見直しを実施

＜　最近の個別品目の関税率の見直し状況　＞

令和6年度改正	●ルイボスの税細分の設定 ●ポリ塩化ビニル（PVC）製使い捨て手袋の暫定税率の撤廃
令和7年度改正	●化学品3品目（ゼオライト原料等）の基本税率の無税化 ●リチウム＝ビス（オキサラト）ボラート（略称: LiBOB）の暫定税率の無税化
令和8年度改正	●石油化学製品製造用揮発油（ナフサ）、灯油及び軽油の基本税率化

個別品目の関税率の見直し

令和９年度改正要望

● 以下の項目について、関税改正要望が提出されている。

	項目名 ＜要望内容＞	輸入額（注） 令和７年度実績	実行税率※１（現行）
		用途	
1	テレフタル酸 ＜基本税率無税化＞	約283億円	5.3%
		ポリエステル樹脂の主要原料として使用。	
2	たんぱく質系物質 ＜分類変更への対応＞	約49億円	（例）10.6%
		・大豆を原料として食料品に用いられるもの ・生乳を原料とし栄養補助食品やプロテインパウダー等に使用されるもの。	
3	植物性のかす等からなる飼料用調製品※２ ＜分類変更への対応＞	約979億円	無税
		大豆油かすや菜種油かす等からなる飼料で、家畜への配合飼料等として使用。	

（注）2及び３については、既存の分類のうち一部の物品に係る改正要望等であり、貿易統計から輸入額を取得することができないため、当該物品が属す分類の輸入額を参考として記載。なお、３については、代表的なものとして大豆油かすの輸入額を記載。

※1 国定税率（基本・暫定）及びWTO協定税率のうちいずれか低いもの。

※2 植物性のかすは、23.02項から23.08項までのもの。

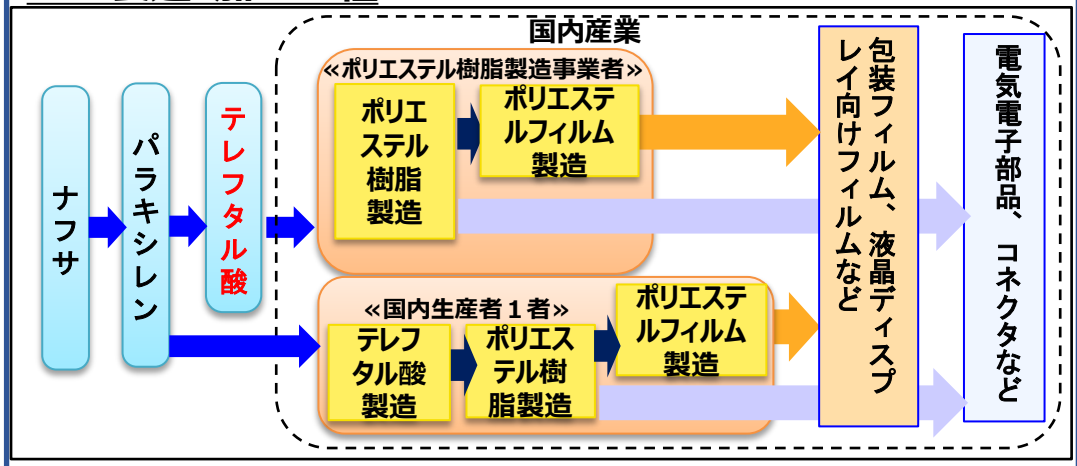
テレフタル酸

１．使用用途

包装材料、飲料用ボトル、電気電子部品や衣料等の幅広い分野で使用されるポリエステル樹脂の主要原料として使用。



２．製造・加工工程



３．現状及び見直しの方向性

● 2026年度中にテレフタル酸の国内生産者が事業撤退した後、国内生産は行われない見込み。

● テレフタル酸は、ポリエステル樹脂の主要原料であり、引き続きの需要が見込まれ、ポリエステル樹脂製造事業者の国際競争力の維持・強化のため、原料の安定調達や調達コストの低減の必要性が高い。

● ポリエステル樹脂製造事業者の国際競争力維持・強化、テレフタル酸の調達安定性の確保の観点から、テレフタル酸の基本税率を無税とする。（6.4%→無税）（WTO協定税率：5.3%）

個別品目の関税率の見直し

たんぱく質系物質

１．品目の概要

大豆や生乳等を原料としており、大豆由来については食料品等に、生乳由来については栄養補助食品や筋トレ用プロテインパウダー等に使用。

（注）　たんぱく質含有量が乾燥状態において全重量の65%未満のもの

大豆たんぱく質



出典：一般社団法人日本植物蛋白食品協会HP

２．関税率

【現　行】（例）植物性たんぱくのうちその他のもの（第2106.10号）
・実行税率：10.6%
（注）対象品目全体では、実行税率 10.6%～29.8%＋1,155円/kgの６種類

【新たな分類（税細分を新設しない場合）】その他のもの(第2106.90号)
・実行税率:5.0%～29.8%あるいは23円/kgの11種類
（注）対象品目全体では、実行税率 5.0%～29.8%＋1,159円/kgの16種類

３．現状及び見直しの方向性

- 現状、たんぱく質含有量が乾燥状態において全重量の65%未満であるたんぱく質系物質は、上記第2106.10号に分類。

- 関税分類の国際会議（HS委員会）の決定を踏まえ、現在2106.10号に分類されている、上記たんぱく質系物質は、第2106.90号（その他のもの）に分類される。

- 分類変更後も、現行の関税率水準を維持するため、分類変更されるたんぱく質系物質に対し、税細分を新設した上で、現行と同水準の関税率を設定。

植物性のかす等からなる飼料用調製品

１．品目の概要

大豆油かすや菜種油かす等の植物性のかす又は油かすからなる飼料用調製品で、家畜への配合飼料として使用。

大豆油かす　菜種油かす



混合・調製

出典：JOYL – 株式会社J-オイルミルズHP

２．関税率

【現　行】大豆油かすや菜種油かす等（23.02項～23.08項）
・実行税率：無税

【新たな分類（税細分を新設しない場合）】飼料用調製品(2309.90号)
・実行税率:12.8%又は36円/kg

３．現状及び見直しの方向性

- 現在、植物性のかす（大豆油かすや菜種油かす等）からなる飼料用調製品は、関税率表第23.02項から第23.08項に分類。

- 関税分類の国際会議（HS委員会）の決定を踏まえ、当該飼料用調製品は新たに第2309.90号（飼料用調製品）に分類される。

- 分類変更後も、現行の関税率水準を維持するため、分類変更される当該飼料用調製品に対し、税細分を新設した上で、現行と同水準の関税率を設定。